

2025-12-12 AI時代の知的財産権検討会（第10回）

12時00分～14時00分

○福田参事官 事務局でございます。定刻となりましたので、会議を開催させていただきます。

傍聴される方々におかれましては、会議の様子のスクリーンショットや録音・録画は御遠慮くださいますようお願いいたします。

本日は、多少、途中で退室される方、あるいは途中から来られる方がいらっしゃいますが、全委員が出席の予定でございます。

本検討会は、渡部俊也委員に座長をお願いしておりますので、ここからの議事の進行を渡部座長にお願いいたします。

○渡部座長 ただいまから、第10回「AI時代の知的財産権検討会」を開催いたします。

本日は、御多忙のところ、御参集いただきまして誠にありがとうございます。

初めに、事務局から本日の会議資料の確認をお願いいたします。

○福田参事官 本日の配付資料でございますけれども、資料1「第9回AI時代の知的財産権検討会 議事要旨」、それから、資料2「AIの適切な利活用等に向けた知的財産の保護及び透明性に関するプリンシピル・コード（仮称）（案）」のほか、参考資料1－1から1－4を配付しております。

以上です。

○渡部座長 ありがとうございました。

それでは、早速でございますが、本日の議事に入らせていただきます。

最初に、資料1、資料2について、事務局より説明をお願いいたします。

○福田参事官 それでは、御説明いたします。

前回第9回においては、適切な財産の保護と活用につながる透明性の確保の在り方として、任意のガイドラインによる取組を推進する可能性等につきまして審議を行ったところでございます。これらの審議につきましては、第8回の議事録、それから、前回第9回の議事要旨が既に公開されているところでございます。

これらの議論を踏まえ、今回、資料2のとおり「AIの適切な利活用等に向けた知的財産の保護及び透明性に関するプリンシピル・コード（仮称）（案）」を事務局において作成いたしましたので、御議論いただきたいと考えております。

まず、この画面でございますけれども、表題は「AIの適切な利活用等に向けた知的財産の保護及び透明性に関するプリンシピル・コード（仮称）（案）」としたところでございます。

次に「1. 総論」の「（1）基本的な考え方（目的）」として、この文書は、いわゆるAI法の趣旨を踏まえつつ、EUのAI Actにおける取組及びコーポレートガバナンスの分野におけるスチュワードシップ・コード等の取組を参考に、AI事業者が行うべき透明性の

確保あるいは知的財産権保護のための措置の原則を定め、もってAI技術の進歩の促進と知的財産権の適切な保護の両立に向け、権利者や利用者にとって安全・安心な利用環境を確保することを目的としたところでございます。

次に「（2）この文書の適用を受ける対象」といたしまして、まず、この文書は、AI開発者及びAI提供者（これらを総称して「AI事業者」という）に適用されるものとする。その定義は以下のとおり、今、画面にあるとおりでございます。明確化の観点で言えば、一の法人または個人が保有するデータを用いて、その者のみが使用するAIシステムを提供する者は、ここで言うAI開発者には含まれない。また、同様の形で、こういったような者に関しては提供者には含まれないというように整理をしたというところでございます。なお、日本国内に本店または主たる事務所を有しないAI事業者であっても、AIシステムやAIサービスが日本に向け提供されている場合には、この文書の適用を受けるものとしたところでございます。

次に「（3）この文書が採用する手法」といたしまして、まず、この文書は、AI事業者、それから、その利用者及び権利者が置かれた状況やそれぞれの意向等も踏まえ制定されたものであり、そして、AI事業者に対して、AI事業者に帰属する情報の強制的な開示を求めるものではなく、以下に示す原則についてコンプライ・オア・エクスプレインの手法により対応を求めるものである。コンプライ・オア・エクスプレインの手法とは、原則を実施するか、実施しない場合には、その理由を説明するよう求める手法である。すなわち、以下に示す原則の中に、自らの個別事情に照らし実施することが適切でないと考える原則があれば、それをすなわち実施しない理由を十分に説明することにより、一部の原則を実施しないことも想定しているというところでございます。ただし、当然のことながら、AI事業者は、当該説明、エクスプレインを行う際には、実施しない原則に係る自らの対応について、利用者や権利者の理解が十分に得られるよう工夫すべきである。なお、原則を実施しつつ、併せて自らの具体的な取組について積極的に説明を行うことも、利用者や権利者から十分な理解を得る観点からは有益であると考えられたとしたところでございます。

次に「（4）この文書の受け入れ状況の可視化」といたしまして、まず、この文書の受け入れ状況を可視化するため、以下に示す原則を受けるAI事業者に対して、次の事項を期待する。まず、内閣府知的財産戦略推進事務局は、この文書にのっとったコンプライ・オア・エクスプレインに係る参考様式を作成し、届出のあった事業者の一覧及び当該事業者が記載あるいは公表した参考様式等へのリンクなどを公表するとともに、関係省庁や関係団体の協力の下、積極的な届出を各業界に対し促すものとする。ただし、知財事務局は当該届出の内容について審査を行うものではなく、第三者からの照会等についても回答しないとしております。

次に「2. この文書が示す原則及び例外」ということでございます。まず【原則1】でございます。AI事業者は、自らの管理及び運用するコーポレートサイトその他これと同

等の機能を有するウェブサイトにおいて、次の（1）及び（2）に定める各事項、この開示対象事項の概要を開示し、利用者及び権利者を含めた全ての者が閲覧可能な状態にする。

まず「（1）透明性確保のための措置」として、アの使用モデルの関係。一つ一つは読み下しませんけれども、ここにあるようなもの。それから、イの学習データ関係、ウのアカウンタビリティー関係。

次に「（2）知的財産権保護のための措置」で、次の各事項への対応状況について開示するものとする。こちらは、まず、適切な権利遵守運用を実現するため、会社として知的財産権保護のための原則を策定し、責任体制を明確化するとともに、年1回以上これを見直し、その要旨を外部に公表すること。次に、AIの開発・学習等も含めたデータの活用に関しては、他者の知的財産権を侵害しないこと。それから、ペイウォール等のアクセス制限の尊重やrobot.txt等の機械可読な指示に従うクローラーの採用等に取り組むこと。加えて、権利者による適切な措置のため、ユーザーエージェントごとに上記の措置を公開し、変更時には通知すること。次に、学習したログを一定期間保持していること。いわゆる海賊版サイトなどへのクロール回避に取り組むこと。知的財産権を侵害する生成物の生成を防止する技術的措置を講ずること。それから、利用者に対して、生成物が他者の知的財産権を侵害するものと考えられる場合には、これを利用すべきでない旨を周知すること。次に、電子透かし、C2PAその他のコンテンツの出所や来歴を証明するような技術を可能な限り実装すること。そして、権利者の適時適切な救済を確保するため、既存の体制を活用することも含め、適切な窓口を整備し、申出要件を可能な限り明確化するとともに、その対応記録を保存することとしたものでございます。

細則として、先ほど冒頭にもありました、AI事業者が自ら進んで開示対象事項の詳細を明らかにしておくことを妨げるものではないということ。それから、これも先ほどありましたが、開示すべき概要に係る記載の程度については、別途知財事務局が開示する参考様式を参照されたいとしたところでございます。

【原則2】でございます。自らの権利または法律上保護される利益の実現のために訴訟提起、調停申立て、ADRその他の法的手続を現に行い、または法的手続の準備をしている者から、開示対象事項について詳細の開示の求めがあった場合において、当該要求が次の事項を満たすときは、AI事業者は、当該要求に係る開示対象事項の詳細及び要求に対するAI事業者としての意見を開示するというものでございます。この①～④のとおりでございます。

細則として、原則2が示す開示要求の典型例は次のとおりということで、この2つの■がございます。そして、①に定める「理由」の程度については、要求を受けたAI事業者において「自らの権利又は法律上保護される利益の実現のために訴訟提起、調停申立て、ADRその他の法的手続を現に行い又は法的手続の準備をしている者」に該当すると信じるに足りる理由を示すことが求められる。次に、本原則では、開示対象事項の開示を求める者の権利または法律上保護される利益の実現に支障を来すことのないよう、AI事業者に

おいて可能な限り詳細かつ分かりやすい開示を行うための努力を払うことが求められる。また、開示が求められた学習データ等が営業秘密に該当すると考えられる場合などにおいても、まずは真摯に検討、協議することが期待されるとしております。次に、AI事業者において、技術的課題やコスト等を踏まえ、合理的判断の下、過大な負担を回避すべく、開示対象事項の開示に係る対応方針を自ら明確化し公表することが望ましい。このような多様なコンプライ・オア・エクスプレインの蓄積により、優れた取組を行っている事業者に対し、市場原理に基づく評価が適切になされることが期待されるほか、AI事業者・AI利用者及び権利者の間の相互理解が深まることが期待される。

次に、原則2の実施に際しては、一定の手数料を設定したり、例えば1回当たりの要求に係る開示対象事項を5つまで、あるいは同一人からの照会を1週間当たり1回までに制限するなどの回数制限を設けたりする等の濫用的な要求を防止する措置を講ずることが考えられる。ただし、開示の要求を萎縮させ、困難にし、または諦めさせるような手数料あるいは回数制限を設ける等の措置を取らないよう留意が必要である。次に、開示対象事項を開示する時期については特定のルールを定めるものではないが、開示対象事項の開示を求める者の権利または法律上保護される利益の実現に支障を来すことのないよう、合理的期間内に速やかな開示を行うための努力を払うことが期待される。次に、AIシステムまたはAIサービスを公衆に提供する者としての説明責任を果たす観点から、本原則を実施する体制構築ができていないことを述べるだけではエクスプレインとして不十分とし、自社の事業規模等を勘案しつつ、当該体制構築が完了する時期を適切に説明するものとしたところでございます。

【原則3】でございます。AI事業者の提供するAIシステムまたはAIサービスを用いて映画、音楽、演劇、文芸、写真、漫画、アニメーション、コンピューターゲームその他の文字、図形、色彩、音声、動作もしくは映像もしくはこれらを組み合わせたもの、またはこれらに係る情報を電子計算機を介して提供するためのプログラムを生成した者から、以下①～④記載の事項を示した上で、以下、④のURLのドメインがAI事業者の提供するAIシステムまたはAIサービスの学習対象に含まれているか否かに関する開示の求めがあった場合には、AI事業者は、当該要求に係る事項の詳細及び要求に対するAI事業者としての意見を開示するとしてございます。

細則として、原則3が示す開示要求の典型例は、次のとおり、下の■のとおりでございます。本原則では、開示を求める者のAI生成物の利活用に支障を来すことのないよう、AI事業者において可能な限り詳細かつ分かりやすい開示を行うための努力を払うことが求められる。「また」以降は先ほどの原則2と同様でございます。その下の、AI事業者において、技術的課題やコスト等を踏まえ、合理的な判断の下、過大な負担を回避すべく、開示に係る対応方針を自ら明確化して公表することが望ましい。これも以下は原則2と同様でございます。

次に、原則3の手数料云々のところも原則2と同様でございます。その下の以下2つも

同様でございます。

次に「（2）この文書が示す原則に対する例外」。つまり、原則1～3の例外として、AI事業者の中には、オープンソースソフトウェアを用いてAIシステムを開発し、またはAIサービスを提供している者も存在している。これにより、開示対象事項の一部に開示及び説明のいずれも行うことが困難な場合も存在し得ることが想定されるため、この文書は次の例外を定めたところとござります。

以下、例外の中身は、この下にあるとおりでございます。ちなみに、この原則1ないし3というものは、いわゆる法律用語で言うところの「ないし」でございますので、原則2も含む。つまり、原則1～3全てという意味に対する例外ということでございます。

次に「（3）『エクスプレイン』を選択した場合に関する留意事項」といたしまして、AI事業者が本原則の全部または一部について実施せず、その理由をエクスプレインするとしても、AI技術の進歩の促進と知的財産権の適切な保護の両立に向け、利用者にとって安全・安心な利用環境を確保するという本文書の目的に鑑み、実施しない原則に係る自らの対応について、利用者や権利者の理解が十分に得られるよう工夫すべきである。なお、この文書の定める各原則を実施することを表明していた場合であっても、利用規約等の規定に基づき開示対象を絞るなど、実質的にこの文書の定める各原則を実施していないと評価できる場合には別途エクスプレインを要する。明確化を期するため付言すれば、契約または利用規約において、この文書の示す原則の適用を撤廃または制限する規定が存在しているということを示すだけではエクスプレインとしては不十分であって、なぜ当該規定を入れ撤廃または制限をしているのかということを説明することを要するとしたものでございます。

最後「（4）その他の事項」といたしまして、政府においては、各事業者の公表内容や具体的な取組の状況等を評価し、政府が実施・運用する各種の事業や制度等において、一定のインセンティブを設けるということも期待される。また、この文書は、AI事業者による対応の状況、あるいは国際的な取組の動向等を勘案し、必要があると認めるときは、その結果に基づいて改訂を行うものとしたというところでございます。

事務局といたしましては、本日、委員の皆様方の一定の御理解をいただければ、本文書（案）を、手続上、任意のパブリックコメントに付する方向で調整を進めたいと考えているところでございます。御審議のほど、よろしくお願ひいたします。

以上でございます。

○渡部座長 ありがとうございました。

ただいまの事務局説明及び資料2の「AIの適切な利活用等に向けた知的財産の保護及び透明性の確保に関するガイドライン」に関する御質問・御意見等を含め、御発言をお願いしたいと存じます。残り、最後までの時間、御意見を賜ることに使いたいと思います。

なお、本日、早く退室されると伺っている委員お二方がおられますので、先にお二方の委員から御発言いただければと思います。

最初、佐渡島委員、いかがでしょうか。

○佐渡島委員 基本的な方針に関しては、全く問題ないかなというふうに感じました。あとは、ただ、このような主張というものがどういうふうにしっかりと実行されていくのかというところ、様々な事業者の人たちがどうやって守るのかというところをどう現実的にするのかということが大きな課題だというふうに感じます。

やはり今日、大きいニュースになっていますけれども、ディズニーとOpenAIが組むということが発表されていましたけれども、日本のコンテンツというものがAIとどのように協調していくのかということは正直、ディズニーレベルの事業者も国内になければOpenAIとかGoogleレベルの事業者も国内にないというところで交渉力を持たない。日本のエンタメの世界で圧倒的に優れているというふうに言われていて、宝庫だというふうに言われていても、AI事業者と交渉力を持ち得ない規模の会社だったり交渉するような団体が存在しない中で海外のAIというものが圧倒的な力を持ってくると、日本のエンタメの力というものが弱まるのではないかというふうに思っていまして、今回のこのプリンシップル・コードに関しては大賛成なのですけれども、日本のエンタメとAIに関してはどういう対応を取っていくのかということは、議論をかなりしていき、リードする人たちの存在が必要になるのではないかという危機感を何か感じています。

以上になります。

○渡部座長 ありがとうございます。

もうお一方、早く退室されるということで、中原委員、お願ひできますでしょうか。

○中原委員 前回欠席しましたために、検討会における議論を正確に把握していない可能性もありますけれども、議事要旨等を見て私なりにフォローしたつもりであります。そのことを前提に、今回お示しいただいたプリンシップル・コード（案）についてコメントさせていただきます。

このコード（案）がAI事業者に対して具体的に求めているのは、以下の3点であると理解しています。すなわち、第1に、2ページ（4）にあるように、このコードを受け入れる旨及び各原則の実施の採否を一般向けに表明するとともに、内閣府に届けるということ。第2に、3ページから4ページの原則1にあるように、開示対象事項の概要を一般向けに開示すること。第3に、5ページから6ページの原則2、あるいは7ページから8ページの原則3にあるように、開示対象事項の詳細及びAI事業者としての意見を具体的な開示請求者に対して開示することです。コンプライ・オア・エクスプレインという方針は、以上の3つ、いずれにも妥当して、エクスプレインの内容というものは、第1点であれば、なぜ、このコードを受け入れないのか、なぜ、特定の原則を実施しないのか。第2点であれば、なぜ、特定の事項を一般向けに開示しないのか。第3点であれば、なぜ、特定の事項を当該開示請求者に対して開示しないのかなどを説明するということにあるのだというふうに理解しています。

前回、こうしたガイドラインを定めることに対しては、中小企業あるいはスタートアッ

企業などに過度な負担となることを懸念する御意見があつたものと理解しておりますけれども、個人的には、このコード（案）が定めていること自体は、AI事業者としてごく基本的な要請であると思われること、それから、エクスプレインによる不都合回避の可能性を用意されていることから、事業の規模であるとか新規性であるとかを問わずにこのようなコードを定めることは正当であると考えております。ただ、いかなるエクスプレインをすれば十分なのか、AI事業者が認識することができるようにする必要があり、今後、参考様式等の策定・提示を通じて具体的に示すということが重要であると思います。

コードの規定内容が適切だとしても、コード自体の実効性をいかに高めるかが重要な問題であるということは言うまでもないものと思います。何といっても、国外の事業者にいかに守らせるかが課題であり、国内の事業者と不公平感が生じないように周知の策を講じること、それから、このコードを遵守するということの現実的なメリットを具体化していくこと、いずれも今回の案の中で強調されている点かと思いますけれども、現実に実現していくことが必要であると思います。

さらに、今回のコードはごく基本的な要請を示すにとどまるもので、言わば第一歩を示すものでしかないと思いますので、このコードの遵守状況、運用状況等を精査して、さらに、内容が補完・追加されていく可能性があり得る、その際に、実施することが高度に要請される事項、実施することが望まれる事項、実施することが期待される事項とか、そういうようなレベル分けをすることも考えられることなど、今後の展開可能性を見据えた文言を入れるのが望ましいように思います。同様に、将来の法令による規制可能性、すなわち、差し当たりガイドラインとして定めるものにすぎず、しかし、将来的に法令によって規制するということも排除されるわけではないということなども確保できるような形にするのがよいと思います。

具体的な規律に関して一元すると、原則3は、自己の行為による権利侵害を危惧する利用者からの開示請求に係るものであるのに対して、原則2は、自己の権利を侵害されたのではないかと考える権利者からの開示請求に係るものである点で、より切迫した状況を規律するものであると思います。しかるに、この原則2の規律場面においては、開示請求者たる権利者と、それから、開示をするAI事業者の利害が鋭く対立することも想定されます。例えばAI事業者を共同不法行為者であるとか侵害主体そのものであるとかいって損害賠償を請求する場面での活用が想定されます。そういった場面では、他方で民事訴訟における証拠開示の規律があるわけで、それとの調整をどのように図っていくのか。つまり、この原則2に係る開示請求に対する不開示理由として対立関係があるということが言えるのかとか、あるいは原則2に係る開示を実施しないこと、すなわち、そういう場合には、対立関係がある場合には開示を実施しないことをあらかじめ定めるということが許されるのかというような問題があると思います。そのように開示請求する者とAI事業者との関係で利害が対立するという状況も、今回定められている事柄に関する限りではありませんのかもしれませんけれども、コードを発展させていくということがあり得るとすれば、考

えていかなければいけないのではないかと思いました。

以上です。

○渡部座長 ありがとうございます。

それでは、あと、御発言をどなたからでもいただければと思います。いかがでしょうか。

岡田委員、お願ひいたします。

○岡田（淳）委員 岡田でございます。まずは、このような短期間でプリンシップル・コードの具体的なたき台を作成してくださったことに本当に感謝を申し上げます。

前回も少し申し上げましたけれども、まずは法的拘束力がないということを前提としつつも、企業の社会的責任を踏まえて、プリンシップル・コードのような形で透明性を求めていくというアプローチ自体は、コンテンツホルダーだけではなくて、真面目に取り組んでいるAI事業者にとっても信頼性を高めるという意味で大きな前進というふうに評価をしています。もちろん、実効性等の問題はありますし、課題を1つずつ潰していく必要はあるのですけれども、どの事業者がどの程度コンプライ・オア・エクスプレインをして、どの事業者が無視しているのかという点も含めて、可視化をしていくこと自体が、将来的に、仮に法規制を検討する場面が生じた場合などにも、潜在的な立法事実としての意味合いも含め、重要な材料として蓄積をされていくのではないかと思っております。その上で、私から5点ほど申し上げたいと思います。

1点目として、まず、今回の取組は、法的に言うと任意の取組になってくるので、やはりどれだけできるだけ多くのキープレーヤーがこれに則って活動するという実績を広めていけるかということが非常に重要になってくると思っています。そういう意味では、対象となるAIの範囲とか、対象となる事業者の範囲、また、開示事項の粒度とか範囲など、過大な負担になったり、あるいは競争上出したくない情報が含まれているという印象を持たれるとなかなか奏功しにくい部分もあると思っています。もちろん、開示事項でかなり配慮していただいている部分はあると思うのですけれども、その辺りの懸念も持っています。他方で、権利者としても、本当に懸念の大きく、知る必要性の高い情報について、核心をついた開示がされないと意味がないというふうに思っています。その意味では、まず最初のステップからありとあらゆるAI開発者・提供者を対象にするのか、それとも、まずはもう少し社会的影響の大きい分野とか、ユースケースのAIだったり、事業者から始めて、ある程度、取組が広がったところで段階的に広げていくのかという観点や、開示事項の粒度・温度感等にメリハリをつけるかという観点も含めて、改めて考慮してもいいかなと総論的には思っております。

2点目として、今の点にも関連しますが、特に原則1を中心に、それぞれの項目について、どの程度の粒度の開示を求めるのかという目線合わせがとても重要になってきます。参考様式についての言及も本文にありますけれども、開示対象事項の具体例のイメージを公開した上で、パブコメをはじめとして、各種ステークホルダーの生の声をしっかり聞いたほうがいいかなと思っております。とりわけパブコメは、私もAI法に基づく基本計画

や指針の策定に関与してきましたが、期間が短過ぎるとか、十分に意見が反映されていないのではないか等の批判もかなり多いというふうに理解していくまして、ともすれば形骸化しがちという批判もあるところでございます。繰り返しになりますが、法的拘束力のないコードという形式からのスタートなので、やはりできるだけ多くの事業者にこれを活用してもらうことに意味があると思いますので、生の声をできるだけ真摯に耳を傾けるということが重要なのかなというふうに考えております。

3点目として、原則2のところで、これは要するに、訴訟提起したもの、あるいは訴訟提起間近なものに対しては詳細を開示しますということをあらかじめ宣言してもらうということになると思うのですけれども、私は弁護士の立場で言うと、個別の訴訟相手に対して何を、いつ、どこまで開示するか。これはまさに個別の訴訟戦略の問題という側面もあります。かつ詳細を開示するといつても、データセットの様々な入手経路があつて、どこまでの情報がAI事業者内に残っているかというところもまちまちである中で、どこまで個別の事項の開示について実効性のある情報開示を期待できるのかというところも悩ましい問題もあるかなというふうに思っていて、この辺りもAI事業者、キープレーヤーにどこまで手を挙げて受け入れていただけるのかというものは個人的には予測しにくい部分もあるかなという印象があります。もちろん、権利者として、やはりこういう事項をまさに開示してもらわないと困るという、その問題意識は十分理解していますし、そこはできるだけ尊重したほうがいいとは思っているのですけれども、他方で、任意の取組で本当に実効性のある効果が期待できるのかというものは、特にこの原則2などについては少しハードルがあるのかなというふうにも思いましたので、この辺りもパブコメも含めて、ステークホルダーの意見をよく聞くほうがいいのかなと考えております。

4点目ですが、原則2と3の関係についてです。コンテンツホルダーとしては、例えば自分がユーザーとなって、類似するプロンプトを入れて、類似するアウトプットを生成すれば、原則3に基づくユーザーの立場から情報開示請求できることになるというふうに思います。そうすると、原則2の典型例の1つ目のような内容というものは、実質的にはコンテンツホルダーがユーザーとしても振る舞えば原則3に則って請求できる部分もあるのかなというふうに思っています。もちろん、違う項目もあるのですけれども、重複する開示項目もあるのではないかという趣旨です。そういう意味では、この原則2の典型的な1つ目のような内容というものは、原則2で求められる資格要件とか、あるいは目的外利用の禁止とか、様々な要件を課しても、原則3に基づきそのような要件なく請求できるということになると、そこがどう整合するのかというところが気になっていまして、その辺りの整合性ももう少し精緻に検討してもよいのではないかと思いました。

最後、5点目として、濫用防止のところで、原則2や3のところで、例えば1回当たり5問程度までで、同一人からの照会は1週間当たり1回までという一つの目安が付されていまして、具体的な数値を入れたことの背景というものはもちろん理解できるのですけれども、ここはミスリーディングな情報発信になっていないかというところが気になってい

ます。一方で、多数のコンテンツについて問題の大きいアウトプットが出力されるようなケースだと、やはり権利者としては、こういうふうに数で絞られていいとか、数が6個を超えるから濫用かというと、必ずしもそうではないような気もしていますし、本当にケース・バイ・ケースなのかなと思います。他方で、逆に1回当たり5つ、1週間当たり1回までであれば少なくとも濫用ではないというふうな受け止め方もされる可能性があり、そのような方向性での受け止められ方も、それはそれでまた逆にミスリーディングなのかなというふうに思ったりもします。悩ましい点ですが、もともと任意の取組ということもあるし、具体的な数字をどこまで入れるのかというものは再考が必要ではないかと個人的には思いました。

一旦、私からは以上です。

○渡部座長 ありがとうございます。

次に、福井委員、お願いいいたします。

○福井委員 どうも、詳細な説明をありがとうございました。こちら、プリンシピル・コード（案）を拝見して、確かに同意できる項目は多いなと思いました。

例えば、4ページの海賊版の学習です。これは、非常に重要な問題として世界的にも浮上しております。その少し前の箇所で、1つ前の項目でペイウオールやrobots.txtの記載等がありますけれども、一般的には海賊版サイトというものはこれを全部外してしまうのです。1年ほど前に確認したところでは、robots.txtはほぼ海賊版サイトには置かれていません。加えて、ペイウオール等ももちろん外しています。このように全てのセーフガードを取り外してしまうのが海賊版です。また、そこから学習して、さらにそれを活用したAI海賊版の問題も現実になりつつあります。そうすると、海外での学習も含めて、こういう約束をさせることができるならば、それはある程度の実効性、場合によっては高い実効性を期待できるだろうと思います。

ただ、やはりここまで、多くの委員が御指摘のとおり、こちらは任意のガイドラインだという課題があります。かつ、仮にこれに従うと宣言する事業者がいても、エクスプレインでも済む部分が多いため、二重の意味で任意とも言えようかと思います。そうすると、前回の意見でも、日本の企業は企業風土上、あるいは政府との関係などからもこれらは守るケースが多いのではないか。少なくとも、幾つかの重要なポイントについては従来から守っているという声も多数だったような気がします。それに対して、肝腎など言ってよい、プラットフォームなどの海外企業は任意の規定は守らないのではないかということが危惧されます。外見上は守ったようなポーズをしても、本質的には守らないということも含めて危惧されます。

こうしたコードというものは、一般にはそれと表裏のものとしての法的リスクなりインセンティブがあるから従うものです。例えばEUもそうで、EUのAI法に基づいて生成AIのコード・オブ・プラクティスが7月に発表されました。これは項目にもよりますけれども、例えば世界売上の3%といった巨額の罰金、域外適用という言わばムチの部分もあるから、

例えばOpenAIやGoogleのような二十数社が受諾を宣言している。なお、それですら、MetaとかApple、あるいは中国勢などは、受諾をしていないと聞いています。ディズニーも、先ほどお話もあったとおり、OpenAIと非常に大きなライセンスの合意を発表しましたけれども、例えば訴訟という交渉手段があるわけです。EUも罰金という、ある交渉手段があるからコードの合意もできる。それが本来の共同規制としての、実効性の図り方かなと思います。

そうすると、日本企業はある程度真面目に守ります。しかし、海外勢は本質においては守らないというようなことがあると、これは大変不公平で、イコールフッティングという観点からすると、日本企業の足かせにもなりかねないということを危惧します。よって、このコードの内容は賛同できることが多いので、ぜひ決定的とも言える海外プラットフォームにこそ守らせる仕組みを、検討し続けていただければと思うところです。つまり、実効性と公平性がやはり生命線だろうと思います。

また、このことの議論とは少し離れまして、いずれにせよ、robots.txtの尊重とか、あるいは一定の透明性に関する法的な義務づけ、ミニマムスタンダードと言える最低限の義務については、現状、法改正は必要ではないか、不可避ではないかと考えます。これはAI基本法の仕組みの問題ではなくて、著作権法上のテーマであり、政省令で可能になるものでありますので、また政府においては検討を進めていただくことが重要な次第でした。

私からは以上です。

○渡部座長 ありがとうございました。

続きまして、新委員、お願いいいたします。

○新委員 今回のプリンシブル・コードのまとめ、本当にありがとうございました。

私がやはり気になっておりましたところは事業者のところです。これが特にスタートアップ系の企業にとってみると、どれくらい課題が多く、負担が大きくなるのかということを一番、気についていた点でございます。やはり事業者にとって非常に規模が違いますので、これにすぐに対応できる会社とそれに対応できない会社との差が出てまいります。開発者と提供者という形の2種類のもので、提供者のはうが、どちらかというと、スタートアップのはうでは数が多くなってくるのは間違いありません。そういうものが新産業につながっていくということになっているというふうに思っております。

ただ、今回御提示いただきましたものというものは、それらに対しての配慮を3か所に置いていただいているので、非常に丁寧に見ていただいているなというふうに感じております。一つは技術的な課題やコストの問題とか、課題や負担回避の問題、それから、特にオープンソースの利用者に対しての例外規定を設けていただいたところで、また、開示要求側に対してのハードルの徹底というところを用意していただくことによって、そういう意味ではスタートアップ企業であっても参画しやすい仕組みになったというふうに思います。当然、これは単にエクスプレインで逃げるという形のものではなく、ちゃんとプリン

シブルを守っていくという形に促すためにも、多くの企業にとって参画しやすい仕組みになったのではないかと思っています。

ただ、当然、課題になりますのが、岡田先生もおっしゃられていましたけれども、これらのものの例示がどれぐらい出していただけるのかによって、どこまで書けばいいのかというところがまた悩ましくなってくる点でございます。今後、そういったところに対しても御検討いただけているものだと思いますが、できれば現実に存在している企業のようなものをモデルケースとしたようなパターンで、大手の事業者様のものから中小のスタートアップのものまで含めたようなもので、複数のバリエーションで例示を出していただければと思います。そうしますと、自社が大体、事業規模において、この部分に当てはまるなというところで選択した上で、そのものに合わせて、それらの文書を用意して、プリンシブルを宣言しやすい、コンプライを宣言しやすいというものになると思いますので、今後、そういったことを御検討いただければと思います。これは本編に間に合うかどうかというところは事務局のほうにお任せの部分だと思いますが、できるだけ具体的な形で御提示いただいたほうが、どこの会社にとってみても受け入れやすい、事業としてはやりやすいというものかなというふうに思いました。

ただ、どちらにしても、そういうものを配慮いただけていることは非常にありがたいと思っておりまして、お礼を申し上げたいと思います。

以上です。

○渡部座長 ありがとうございます。

続きまして、竹中委員、お願ひいたします。

○竹中委員 プリンシブルの内容を非常に細かく説明していただきましてありがとうございます。

私は、福井委員のほうからも懸念が指摘された通り、結局、守るのは日本企業だけではないか、そのことによって不公平感が生ずるのではないかということの懸念は全く同感でございます。一方、だからといって、EUのように罰則規定を設けて執行していく这样一个形にしてしまいますと、一番最初に掲げた、最もAIの開発に適した国・環境をつくるというところで非常に問題が生じると思っております。

といいますのも、ここ検討委員会の委員の方々はほとんど著作権関係者ですとかコンテンツ関係の方が多いのですけれども、やはりAIというものは、そういう著作物をつくるだけではなくて、これからいろいろ産業技術に応用されていく。特に日本が強い機械等の分野におけるフィジカルAIというようなものも盛んにアメリカ等から、それこそOpenAIですとかMicrosoftとか、AI企業がどんどん日本の企業と連携して技術開発してもらいたいというふうに私は思っております。その意味で、上流は比較的緩やかに、下流のほうは厳しく罰していくという方向性を支持します。著作権侵害なり、場合によっては特許侵害もあるかもしれませんけれども、下流の出力による侵害を防止していくべきだと思いますので、上流でEUのように規制を厳しくしていくと、特に先端的なアメリカの企

業等が日本に技術開発のパートナーを求めるという機会を失うことにならないかというような懸念がございます。

また、執行の面につきましては、もちろん、事業者の方々も初年度は相当なお金がかかりますし、毎年更新していくことで、連続してお金もかかります。一方、政府としてもそれを執行するために、ある程度ちゃんと守っているかというような調査をしなくてはならないので相当のコストがかかります。EUであればGDPRの経験を生かして、既に各国レベル、また、EUレベルでのそういう違反を取り締まるような制度ができておりますけれども、日本でも同レベルの執行ができるのかということも懸念しているわけであります。

残念ながら、日本のマーケットは縮小していて、ほかの国からは魅力が少なくなるばかりです。EUはEUとして、ある程度大きな規模を持っているかと思いますけれども、そこに入り込むということでプラットフォーマーたちもそのルールに従うかもしれません。一方、日本もEUと同じようなルールでやったとして、日本でビジネスをしてもらえるのかということを大変懸念しております。取りあえず、法規制という執行の問題とは関係なく、まずはプリンシプル・コードということで始めてみて、それだから駄目だからといって法規制のほうに移っていくこと自体については、私自身としてはあまり賛成できないというふうに思っております。

ありがとうございます。以上です。

○渡部座長 ありがとうございます。

続きまして、奥畠委員、お願いいいたします。

○奥畠委員 ありがとうございます。

まず、全体的なことに申し上げますと、今回の取組は、AI新法といいますか、法律ができていますが、AI法の例えば3条4項の基本理念で、著作権を含め、いろいろな権利を侵害しないということが掲げられていて、7条で事業者はそういう事例にのっとって事業をしましよう的なことが定められている。ただ、これは非常に抽象的な方針であるため、個々に具体的に何をしていいのだろうかという部分もある中で、こういう方向性はどうだということを例示しているということなんだと思います。AI新法の求めている制裁規定のない枠組みの中で誰が何をやっていくべきかということを例示するものとして、このプリンシプル・コードという仕組みを捉えていくべきものだろうというふうに思っておりますので、基本的には、強制的でない流れで進めていただく。

さらに、利用者が安心して使えるということを目的に掲げておられる。これも重要なことで、開発と権利者の問題だけではなくて、みんなが安心して使える状況になっているのか。これが一番大きなことなのです。さっきから今日のディズニーのお話も出ていましたけれども、あのディズニーのお話をどう考えるか。あれは利用者がいかに安心して使えるかということなのです。利用者がディズニーのキャラクターを使って動画を作っても訴えられません、安心ですということで、これは例えば、かつて動画投稿サイトさんが著作権

等管理事業者さんなどと提携して、その管理音楽をアップしても大丈夫ですとしたのと同じような形で、プラットフォーマーと権利者との間で新しいビジネスを生み出すつくりだということです。今、私たちは普及フェーズに入っているわけですから、その普及をいかに進めるかという点で、やはり環境整備をしていくということに注目している点を、私は非常に高く評価したいというふうに思います。

あと、EUとの関係も出ていますけれども、EUのコード・オブ・プラクティス、実務規範も、あれはAI法の言わばガイドラインであって、あれを守っていればAI法を守っていると推定されるというだけであって、例えばプラクティスを見ても、これを守っているから法律を守っていることを保障しませんといっぱい書いてあるわけです。ですから、あれも広い意味では自己責任でやりましょうと。ただし、ガイドラインは出しますという位置づけですから、今、竹中先生からありましたように、日本は極めてきつい制裁を持っているわけではありませんし、先ほども申し上げたように、そうすべきだとも私は思いませんので、その中では、やはりAI基本法の趣旨を踏まえた取組を緩やかな形で進めていくということが、今の日本の法制度上は望ましいことなのだろうと思っております。

細かな点で幾つか申し上げますと、まず一つは、一番最初の開示事項の技術的なところです。原則1の（1）のところですけれども、これは、私は技術的なことは分かりかねますし、また、ビジネスの関係もありますので、その辺は技術・ビジネスの観点から妥当かということで、特に関係者の方と御相談いただく分野だというふうに思いますし、その意見を聞いていただく分野だと思います。

「（2）知的財産権保護のための措置」の部分でありますけれども、こここのところで、確認しておきたいのですが、学習したログを一定期間保持するということになっています。これについては、経産省のガイドラインも出ていて、別段新しいことを言っているわけではないですということが注記もされているのですが、結局、ここで求めているのは、ログを保持していますということを開示すればいいだけなのですよね。この点は、次の原則2との関係で誤解を生じないようにすべきだと思うのですけれども、ログそのものの開示ということまで踏み込むというのは非常に負担が大きい。別にしたい人はしてもいいのですけれども、それが当然の中身になるのではないということではないといけない。少なくとも、原則2で求められているのは、ログを持っています、どれぐらいの期間で持っています、どんな方法で持っていますというようなことまでである。ログそのものを見せる見せないというものはかなり、ほかの項目に比べても非常に中身が厳しい、負担が重いのではないか。また、営業秘密にそのまま引っかかるのではないかという気がいたします。こここのところは書き方の問題もあるのかもしれません、開示対象事項というものが何を意味しているのか、ログそのものなのか。そうではなくて、私はそう読まなかっただけでも、ログを持っているということ、どういうログを持っているという概括的なことだということが分かるようにすべきなのではないかなと思っております。

それから（2）の中で、技術的措置を講ずるというものと、可能な限り実装するという

ものがあるわけなのですけれども、この辺の微妙な差というものを、なぜ、講ずるほうは可能な限りがついていないのだろうか。そもそも、侵害をゼロにする技術というものはないわけでして、可能な限りの話であります。また、こういう技術は、ある程度標準化されたもの、特にC2PAの辺りなども標準化されたもの、また、経済的に合理性があるもの、技術的にフィージビリティーがあるものという限定をつけないと非常に負担になると思います。それを本則に書くのか、それとも、下の補足のところに書くのか、説明に書くのかは別なのですけれども、やはりこういう基準が出ると、人によって誤解が生まれる。それで、さっきもありましたように、その差によって公平感が害されるということもありますので、この辺は丁寧に補足をしていくべきだというふうに思います。

次は、これは先ほどの中原先生からも御指摘があった開示事項、原則2のところなのですが、ここで開示を求めることができるというときに、岡田先生からも御指摘があったと思いますけれども、AI事業者自体を訴えたいというような立場の人が来た場合に、この原則2を当てはめることができるというものはなかなかハードルが高いと思いますし、将来の訴訟との関係でも混乱すると思います。特に、例えば法務がついているようなところであれば、いや、これは無理だということになるかもしれません、例えばこれはスタートアップも含めて全部適用ということになると、最初はよく分からなままにいろいろなことを中途半端に開示してしまって、かえって誤解も与えたりとか紛争を混乱化させるというようなこともありますけれども、ここは非常に大きな部分だと私は思っております。

あと、原則3のところも、さっき岡田委員からも似たような御指摘もあったと思うのですけれども、私の感覚としましては、原則2と原則3でハードルが全然違うのです。原則2の場合は利用目的も言って、それから、疎明して、制約してとなっているのですけれども、原則3はそれは何もなく、しかも、できるだけ丁寧に開示してあげましょうとなっているのですけれども、そのハードルが、差が違うということがよく分からない。私自身は、この部分では、原則2と原則3は、基本的には人が違うだけで、イコールフッティングでないとおかしいというふうに思っています、ほかの条件とかは一緒なのですから、したがって、利用目的ですか、あと、理由とかもちゃんと示して、納得性のある場合だけということにする。そうでないと、さっき岡田委員からもありましたように、原則3を利用して原則2を回避するというものを、原則2の限定を解除するということもできてしまいますから。したがって、その辺は、原則2と3を分けてつくっていくというのであれば、原則2と原則3のイコールフッティングのところはちゃんとすべき、合わせるべきなのではないのかなというふうに思っております。

私からは以上になります。ありがとうございました。

○渡部座長 ありがとうございました。

続きまして、岡田陽介委員、お願ひいたします。

○岡田（陽）委員 まずは、このような形で、短期間でこうしたものつくっていただきましてありがとうございます。

私より一般的な AI 事業者の立場から申し上げますと、現実、この文書に書かれていたことをそのまま遵守することはかなり難しいという所感を正直にお伝えをさせていただきます。既に多くの先生方がおっしゃっているとおり、恐らく日本の真面目な事業者は守っていくと考える一方、海外の事業者はそうではないであろうと考えます。海外の事業者が遵守しない場合、守ったほうが圧倒的に不利な状況に陥ってしまいます。そもそも、守るメリットがないと守られません。海外のビッグテック等が遵守するものと、EU の AI Act があり、グローバルで展開している事業者は EU の AI Act は守っている状況と認識していますが、この文書内の EU の AI Act より厳しい部分に関しては、基本、ほぼ実効性がなく、遵守は難しいのではないかと考えております。

この点につきましては私の一意見ですので、この後、パブコメをかけていただくと存じますが、そのタイミングで、AI 事業者の意見をヒアリングし、これを現実的に遵守できる方々がどれだけいらっしゃるのか、かなり詳細に確認をしていただけると非常にありがとうございます。守ることによって不利が発生する時点で結局、遵守がなかなか難しいものになってしまいます。透明性を確保することは非常に重要な一方、せっかくプリンシプル・コードをつくってもほぼ実効性がないという形になってしまふと、全く意味がありませんので、この部分に関してはしっかりと全体として見ていただきたいと強く申し上げさせていただきます。

その中で具体として、まず、原則 1 に関する適正利用のための開示について申し上げます。これは AI Act と同じく、いわゆる下流プロバイダーに NDA 等の情報開示に限定する観点を追加頂きたいと考えます。また、著作権ポリシーの開示も含まれておりますが、著作権ポリシーを作成している会社はありますが、開示している会社はあまり見たことがございません。これも EU の AI Act にない部分であり、日本のために海外のビッグテックがそれをわざわざつくって開示をしてくれるというイメージは正直ありません。その部分に関してはご留意いただきたく思います。

原則 2、原則 3 に関しましては、これはいろいろな先生方も御指摘されていらっしゃいますが、対応することは正直難しい部分が大きいと考えております。どういった部分が難しいのかは、各先生方がおっしゃっているところと重複しますので割愛いたしますが、スタートアップが中途半端に開示して、よりカオスな状況になることが容易に想像がついてしまうと捉えております。こちらについてもパブコメ等で確認をしていただき、実質的に遵守する企業がどれだけいるのかといったところは明確に確認をいただければというふうに考えております。

また、例外事項についてお示しいただいたオープンソースの箇所についてですが、クローズドモデルに対してどのようなモデルを利活用しているのか開示するというのであれば

合理的だと思いますが、オープンソースとして開示しているものにおける何重もの開示は必要性は乏しいのではないかと感じます。スタートアップがこういった複雑なフレームワークを使わずとも、オープンソースとして開示すれば問題ないところもあると考えますので、多くのAIのスタートアップを守る意味でもご検討いただきたく存じます。

最後、総論ですが、今、日本は「世界で最もAIを開発・活用しやすい国」というものを標榜している中で、こういったものがあると、方向性がどちらなのかわからなくなります。総論としてはそのだけれども、各論としては結局、規制の方向に向かって、海外のビッグテックを含めて、非常にネガティブな方向性に触れてしまう可能性を危惧しております。その部分に関しては、我々が守りたくない、守りたいというよりも、日本という国を何を前提に発展させていくかという政府方針を打ち出すことが、今、求められている部分だと考えております。ですので、改めてパブコメ等をしっかり確認いただいた上で進めていただきたいと強く申し上げさせていただきます。

強い発言になり、恐縮ではございますけれども、私からは以上とさせていただきます。  
ありがとうございます。

○渡部座長 ありがとうございます。

続きまして、福田委員、お願ひいたします。

○福田委員 福田でございます。本案が目指すAIの適切な利活用であるとか、透明性の向上、知的財産の保護、権利者の保護に向かう方向性というところには賛同いたします。一方で、今までの議論もそうですし、本案の中でも十分に考慮されているとは理解はしているのですけれども、やはり我々のようなAI事業者が健全に競争力を維持しながらノベーションを継続していくためにも、この技術推進であったり技術保護の観点を持っていろいろ考えていただけることを期待しております。

まとめて、今までの皆様とほぼ同じようなことかもしれません、情報開示圧というところがAI事業者の競争力であるとかセキュリティーを損なわないような運用というところを期待していきます。やはり開示請求のところをどうしたらいいのだろうというものは正直なところではあるのですけれども、この先、もちろん、対応はしていきますが、過度に要求をされていくと、まず、技術の大幅の部分であるとか、あとはデータ戦略の部分というところを開示するところは競争力の低下につながってはいきますので、そういうところはなるべくきちんと説明できるようにはしますが、考えていかなければいけないところかなと思っておりますので、どれぐらい開示していけばいいのかという程度の部分というところは改めて、こうしてみたいなところができていくといいなとは思っております。

あとはセキュリティー面というところで、やはり情報が出るところでアダクターフェースみたいなものが出てしまう可能性もあるので、そういうところは慎重に考えてはいくのですけれども、こういう透明性の確保というところが重要であるというのは理解しておりますが、利用者の保護のために必要な情報であるとか、あとは企業秘密として規制で保護

しなければいけない部分というものは、先ほどのどれぐらい開示すればいいのだろうみたいなところもあるのですけれども、この辺はきちんと明確に区分した上で、事業者が萎縮することがないような運用というところにつなげていければと思ってはいます。繰り返しになりますが、先ほど奥畠先生からもありがたい指摘をいただいたと思うのですが、どれぐらい不明確で、過度に重い開示要求が来るかというところは正直分からなくて、そういう要求が来たときに、私たちちゃんと対応はしようとは思っております。こういうところで、我々のような我が国のAI事業者の開発の障壁とならないような環境の整備というところはお願いしたいです。

あとは、本案の中でも触れていただいていたと思うのですけれども、開示努力というところが市場評価につながるというような話があったと思うのですが、それであれば、政府として、この仕組みと支援みたいな部分というところもぜひ考えていただきたいと思っております。この開示に対応するためには、私が属している会社はそれなりに、今、規模は大きくなってきているのでできるとは思うのですけれども、やはりスタートアップの方とか、本当に10名でやっているところで、例えば2人、この開示請求にリソースを割かれるとかになると、一気にいろいろ作業を断るような話になりますので、こういう体制整備やこういう情報管理のプロセスの構築というものは事業者側に一定の負担が生じるというものは御理解いただきたいと思っております。こういう努力を払った上で、これが市場でどの程度評価されるのかとか、本案の中で触れているような市場評価につながっていくというものが現時点では全く分からぬので、ここに対する投資というものはどうしたらいのかというものは考えていかなければいけないなと思っております。

ただ一方で、透明性の取組というものが企業価値としてきちんと評価されるのであれば、これは多分、我が国のこういう企業の強みを示す機会にもなると思うので、やはりそういうところに対して、きちんと支援みたいな部分というところの開示努力はちゃんと評価されるような制度であるとか、公共調達や政策のガイドラインにおける評価基準みたいなものをきちんと開示していただきたいとか、あとは、開示負担が我々のような企業の競争力を損なわぬような支援の措置であるとか、こういう部分というところは、開示努力はもちろん進めますので、きちんと市場の価値につながるような環境整備というところはぜひ考えていただきたいという部分はございます。

あとは何よりも、これもほかの委員の皆様と同じですけれども、ある意味、私としても、我々としても、きちんとフェアな環境で競争していきたいというのはありますので、こういうガイドラインを進めるのであれば、海外事業者にも同等のルールの運用というものは求めていきたいと思っておりますし、国内企業にのみ負担が偏って、海外事業者が義務を負わないみたいな話だと、やはり競争上、国際競争上もかなり不公平だとは思っておりますので、こういう透明性とか知財のほうのガイドラインが実効性を保つためにも、きちんと海外事業者にも同等の運用というものを適用していただきたいというところを考えていただければと思っております。

以上になります。

○渡部座長 ありがとうございます。

続きまして、田村委員、お願ひいたします。

○田村委員 ほとんど皆さんと同じことなのですが、この原則2と原則3の関係についての御指摘はそのおりだと思うのですけれども、他方で、原則3は、様々な理由が考えられるので、書きにくかったのではないかと勝手に推測しています。一つの考え方としては、原則2のほうを抽象化して、原則3にもそのような抽象的な、必要とか目的という形の文書にするということなのですが、他方で、先ほどからお話を聞いていると、それだといろいろな会社が来て対応しにくいということであれば、セカンドベストですけれども、原則2と似たような例で、何か責任を追及されるおそれがあるからとか、バイアスが心配だとか、何か具体的なものを書いて、その他とするなど、とにかく原則2と原則3が不釣合いであるという問題に何か対応できないかなと思いました。

あとは、御指摘のところですけれども、私も岡田先生と同じで、今回、回数が具体化されたところは強いメッセージを与えそうな気がしております。千差万別なので、1回当たり5つまで書くのではなくて、例えば相当回数とか相当期間とかでもよいと思うのですが、具体化は何かの御要望があつてのことかと思いますし、詳しい事情は分かりませんので、最終的な御判断は委ねざるを得ません。

あとは、これは大したことではないのですけれども、私はrobot.txtの話は福井委員と同じで、今回入れていただいたのは大変よいことだなと思っております。これはここの管轄ではないかもしれません、やはり検索のほうに入っていて、こちらのほうに入っていないという、政省令のほうでいうものは、標準化の具合が少しバランスを欠くと言ってもいいような状況になりつつあるのかなと思いますので、今後の政省令は課題になるのかなと私も思っております。

○渡部座長 ありがとうございます。岡崎委員、お願いできますか。

○岡崎委員 ありがとうございます。生成AIの事業者が守るべき透明性ですとか、あとは知的財産保護を整理して、プリンシプル・コードとして整理するという取組はすごく重要なと思っています。生成AIの開発のあるべき姿を示していますし、透明性を高めることというものは利用者にとっても一定のメリットがあって、それが利用者の安心につながると思います。

ただ、現在の案は生成AI向けという感じがしていて、これが生成AI以外の全てのAIが対象となったときに、営業秘密などの理由から、対応が難しいのではないかと思うところはあります。今の生成AIは、アーキテクチャや設計思想、設計仕様が差がないことが多いです、だからこそ、学習データのほうで性能の差が生じたり、生成AIの差別化が行われていますが、生成AIが流行する前というものは新しいAIのアーキテクチャーをつくったりですとか新規性とかというところで差別化を生み出してきて、要するに、アーキテクチャや設計思想が優位性とか競争を生んできたという時代がありましたし、今後、そ

ならないという保証もないと思うのです。今は営業秘密になりにくいと思っていることも、今後、営業秘密になって、企業秘密になって、開示は難しいという状況は起こり得るのだろうなというふうに感じています。

あと、現在の原則は基盤モデルをかなり意識した内容のように思えていて、一方で、生成AIに属しないAIというのも世の中はたくさん、いろいろな場面で使われていて、Eコマースのシステムですとか、金融業界でのリスク管理とか傾向分析とか、AIでやることも多くて、それをほかに提供しているような会社というものもあると思うのですけれども、そこはあまり生成AIは使わなくてもできるようなところがあると思います。そういうったときに、例えばモデルの識別子ですかバージョンとか、もちろん、内部的にあるかもしれませんけれども、あと、robot.txtとかも全然、クローラーをしないようなAIはいっぱいあると思いますので、これを見せられたときに我々はどう対応すればいいのだろうというふうに戸惑う企業もあるのかなと思いますので、パブコメなどでAIの事業者の意見を聞いて、日本のAIの研究開発の不利益にならないようにしていただければいいかなというふうに思っています。

以上です。

○渡部座長 ありがとうございます。

これで御参加の方は一巡はしましたか。

ありがとうございます。一旦、ここで切って、事務局からの御回答等もあればいただきたいと思いますが、全体として、やはり実効性についての御発言が非常に多かったと思います。特に海外事業者との関係というようなところかと思います。

あと、コードが意味するところのもう少し解像度を上げた解釈ができるように、例示等を充実してほしい。公平性の観点からもというようなことだったと思います。

それから、これも複数の委員から、スタートアップに対する配慮として、そもそも、コンプライがなかなか難しいのではないかということですとか、濫用のところなどはスタートアップにとってもう少し細かく、立場を考えて記載を行ったほうがいいのではないか。

そもそも、このコードの全体の意味する方向性ということで、AI開発にFavorableなのかどうかという、AI法との関係においても、この先の方針も含めて、どういうふうに受け取られるかということの中で、特に法規制を行うかどうかについては意見が分かれているというふうに思いました。

最後に、むしろ、パブコメで事業者の意見を取っていくことが必要ではないかというような御意見をいただいたところかと思います。

ここで、事務局からコメント等あればいただければと思います。よろしくお願ひいたします。

○中原局長 ありがとうございます。

まず最初に、実効性というところについてでございます。それで、実際問題、海外の事

業者の皆様にどう守っていただくかというようなお話の指摘の点について、まず、前提として、これはいろいろ御意見があると思うのですけれども、守ること自体が不利益かというところについての前提はまずあるのだろうと思います。その守っていただくことによってトラストを確保し、そして、市場での評価を得た上で顧客を獲得していくというような、こうした合理的なディスクロージャーによって信頼性を高めて、そして、お客様を獲得していくというような、まず、前提はこの手の類いにはあるのだろうというふうには思っております。

その上で、さらに外国の方にどうするかという点について言いますと、これは私の個人的な見解なのですけれども、先ほど委員の方からも御指摘がありましたように、EUのAI Actにサインをしているようなところからすれば、こちらのほうがかなり合理的にリーズナブルに、そして、意義あるものに絞っているというふうに信じているわけでございますけれども、こうした観点からすれば、これらを遵守することはそれほど困難なことではないのではないかというように感じております。そして、著作権ポリシーとか、そういうものがないという話も、しかし、私も個別にお話をさせていただいている、そういうものをつくれておられる方も結構おられるというふうに思いますので、その点はしっかりと見ていきたいというふうに思っています。

ここから先、では、さらにどう考えるかというときに、先般のAI基本法の基本指針をつくるときのパブリックコメントなどにおいても、確かにAI開発大国を目指さなければいけないというようなパブコメは多いのですけれども、一方で、著作権侵害に対する対応といったことのパブリックコメントに関する意見というものは物すごく、こうした懸念がまだまだ寄せられているところでございまして、その意味では、AI事業者の皆様と一緒に、著作権侵害に対する対応というものを、いい共創関係をどうつくっていくかということにおいて、今、この現段階においてノーアクションはあり得ないというものが私の個人的な見解でございます。

その意味で、何かアクションを起こすというときに、クリエーターの皆さんと、それから、AI事業者の皆さんと適切にバランスの取れた共創関係をつくるというものでどういうアプローチがあるかということで、今回、プリンシプル・コードというアプローチというものを出させていただいたということでございまして、委員の御指摘もありましたように、パブリックコメントなどを通じて、程よいところがどうしたところかというようなところはしっかりとフォローしていきたいというふうに思っておりますし、私どもも事実上、海外の方ともお話をさせていただくこともありますし、こういうコードが仮に将来できた暁には、あるいはパブリックコメントの過程も通じて、海外の事業者の皆様ともよくお話をし、このコードの遵守を求めるような対応をしていきたいと思っておりますし、海外の規制当局との会話というのもも続けていきたいというふうに思っております。

といいますのは、日本だけでやっていても、例えば日本のコンテンツを学習したものはこうした、例えば違法なAIが日本にサービスを提供するのではなくて、海外に対して提

供されてしまうというようなことになると、これはこれでまた問題になったりしますので、規制当局との連携というものを含めつつ、こうした規律というものをどう進めていくかということが大事ではないかというふうに思っております。

例示のところにつきましては、実際にもちろん、パブリックコメントを通じて、どの辺が適切なバランスなのかというところは取っていきたいとは思っておりますけれども、できる限り意見を頂戴するような、資料に資するような工夫はさせていただきたいというふうに思っております。

それから、スタートアップについての御指摘でございます。このスタートアップは、最初の参事官からの御説明のところでも申し上げておりますけれども、今回のAI開発者、AI提供者、いずれも対象となるに当たって、その対象となるのは当該開発に係るAIシステムの全部または一部を公衆、すなわち、不特定多数の者または特定多数の者に提供する場合、提供した者を対象にしております。したがって、例えばスタートアップの方がAI開発をなさっている。その最中にこうした開示などを求めるというような形の対応にはなっておりませんで、具体的なサービスを公衆に出すところについての規定、プリンシプル・コードということでございます。

それを前提にした上で、私どもの原則2及び原則3それぞれについて、実務的にどこまで対応できるかというようなことをあらかじめ述べていただいて、それがリーズナブルなものである限りにおいて、その範囲において御対応いただくということ自体の余地といいますか、そういう可能性を明確にしておりますので、相当程度、スタートアップの皆様にも配慮したというふうに思っておるところではございますけれども、さらにどうしたことがいいかというものは改めて、パブコメ等も通じて検討してまいりたいと思います。原則2とか3のところの数字が具体的だというものは、ある程度分かりやすくしたほうがいいかなというような思いを持って事務局で書かせていただいたのですけれども、それが過度に、また、逆の意味を生むということであれば、またそこは考えさせいただければというふうには思っております。

原則2とか3のバランスなども、例えば原則3なども、生成物を生むとか、プロンプトを出したりとか、利用目的を出しなさいとか、自分が考えているURLを出しなさいという、それは請求する人が出しなさいというようなことで、相当程度、合理的になるように原則3も絞られているのではないかと信じていたのですけれども、原則2と3のバランスといった観点から御指摘があるところはさらにまた検討してみたいというふうに思っております。

いずれにしましても、日本のAI事業者の皆様と、それから、クリエーターの皆様がよい共創関係になるということを理念として、目的としておりまして、もし何か、この不安を、著作権侵害の懸念に対する解消の方法として、すごく竹中先生が御懸念されておったような規制という形を考えると、これは業法のようなものを考えるしかないわけですけれども、しかし、これはAI法の下の中で、先ほど奥邸先生がおっしゃった理念の中

で具体的にどうやるかということを今回提示させていただいているところでございまして、そうした中では、やはり利用者あるいは権利者の皆さんと、それから、AI事業者の皆さんが何か接点を設ける場所というものを設けながら共創関係というものをつくっていくというイントロダクトリーなポイントになっていただきたいというようなことで今回のコードを示させていただいておりますので、いずれも理念にわたる部分、共創関係をつくるという、そのこと自体が物すごい大切なことだという認識でやっていることは間違いございませんし、そうした中で、改めていただいた具体化の部分などはさらにパブコメなども通じて、各界各層の御意見をくまなく伺うこととしたいというふうに思っております。

○渡部座長 ありがとうございます。

ただいまの事務局の説明を踏まえて、2巡目に行きたいと思いますが、福井委員が2巡目ということで手を挙げていただいているかと思いますので、福井委員、お願ひいたします。

○福井委員 ありがとうございました。

○福井委員 ありがとうございました。

もっとも、今の局長のレスポンスで済んでしまった点もありますけれども、まずは現場の委員の方の御発言を伺いながら、やはり任意のガイドラインといえども、基本は遵守を前提にした発言が多く見られたことに、日本だなといいますか、そういう印象も持ちました。

その上で、岡田陽介委員はじめ、おっしゃっていたとおり、海外勢は守らないだろうということに対する実効性。これは、今の局長のお話も含めて、ぜひ言葉だけではない取組として考え続けることが必要だろうというふうに感じます。

それから、奥郷委員からも、また、局長からもお話がありましたEU AI法のコード・オブ・プラクティスです。これは、それ自体は確かに、遵守を約束するかどうかは任意である点はおっしゃるとおりです。ただ一方で、AI法53条という生成AI事業者に対する透明化の義務があり、このコード・オブ・プラクティスに従うと53条の準拠が推定されるという効果が広く報道されている。コードに準拠しないと巨額の罰金があり得ますから、それによって守らせるという仕組みですね。無論、私が言う仕組みとは、このEUとすばり同じというつもりで言ったのではない。そんなことは容易ではないとは思いますけれども、何であれ、日本版のコードに海外事業者が従うとすれば、それは従って頂く何かの仕組みが存在したときだろうということは改めて申し上げたいと思います。また、その検証も必要だろうと思います。

最後に、日本のスタートアップの実情についての複数の委員からの御指摘がありました。規模や影響力に照らして、グラデーションのある遵守の求め方ということも今後の運用の中であり得るのではないか。また、そういうパブコメも恐らく多く予想されるところでありますので、私もそういう視点を持っているということを申し上げたいと思います。

以上です。

○渡部座長 ありがとうございます。

2巡目はいかがでしょうか。

上野委員がただいま入ってこられたと思いますが、上野委員、いかがでしょうか。

○上野委員 本日は、所用によりまして遅参いたしまして大変申し訳ございません。

既に様々に御議論されたかと思いますし、既に事前に御説明いただいた際、書きぶりを修正していただいたところもございますので、私のほうから今の段階で申し上げることは特段ないのですけれども、やはり社会も技術も変化し続けるもので、何かを定めた後すぐに状況が変わってきたりもするかと思いますので、こうしたソフトローについては今後も不断の見直しをするということが大事かと思います。

また、今後、パブコメなどもなさるかと思うのですけれども、それが単なる形式的なものにとどまるのではなく、広くご意見を集めて、それに柔軟に対応できるような体制をつくり上げることが重要ではないかと思います。もちろん、事務局におかれましては、既に丁寧に事業者の方のお声も聞かれているとは思いますけれども、引き続き、その点ご留意されることを期待したいと思います。

それでも、このようなプリンシプル・コードが公表されると、どうしても受け止め方として、特に日本企業は、事なき主義と言ったらあれですけれども、間違いがないように、やや過剰に対応してしまうところがあるかもしれない、その書きぶりにつきましても、そのような日本企業ができるだけ柔軟に解釈できるようなものにしておくほうがいいのかなというふうに思うところであります。また、将来の変化に対応できるような体制についてもあらかじめ考えておく必要があるだろうと思っております。

いずれにいたしましても、今後もいろいろな形で私からインプットする機会はあるかと思っていますので、引き続き状況を見守ってまいりたいと思っております。

差し当たり、私からは以上でございます。ありがとうございました。

○渡部座長 ありがとうございました。

ほかにいかがでしょうか。2巡目、御意見ございましたら、ぜひいただければ。

新委員、お願いいいたします。

○新委員 意見というよりはコメント的なところでございますが、今回のものは話を伺って、私のところでは納得できる部分がございます。

今、著作権者の方、もしくは利用者の方の間にはやはり不安感があるところで、AI事業者側もできるだけ情報を共有して、そういうものを、社会的な安全性・安心性を持った上で利用していただくという社会環境をつくらなければいけないという意図がすごく明快に感じられておりで、表記の方針としてはやるべきだろうというふうに思います。

ただ、やはり繰り返しになりますが、海外の事業者に対してちゃんとコントロールできるのかということで、一方で急いで、これを厳罰化というところまでいきなり行くというのは非常に我々としては危惧するところでございまして、これをきっかけにいきなり厳罰化にはいきなり進んでほしくないなというところでございます。これを、状況を見ながら、

実際、どの程度守られていくのかというところで見られた上での判断にまたなってくるのだと思いますが、そういった感想を持ちました。

以上でございます。

○渡部座長 ありがとうございます。

ほかはいかがでしょうか。よろしいですか。

全般的に、やはり繰り返し、実効性といいますか、特に海外事業者に対してというところが論点の中心になるところだと思います。

先ほど福井先生から、言葉だけではないという、これもともかく取組は行っていただくということが前提かと思います。そして、今回のコードについて、これはパブコメで意見を聞くということについて御反対ということはなかったと思いますので、パブコメに進ませていただくということになるかと思います。むしろ、丁寧にパブコメで意見を聞いてほしいということだったかと思います。

あと、原則2と3の関係、あるいは文言、例示の細かいところをどうするかというところになどについては、これは修文が必要かと思っておりますので、この辺は修文をさせていただき、御意見をいただいた方には個別に説明を事務局からしていただきというような進め方でもしよろしければ、本日の議論を踏まえて調整をさせていただくことを前提に、座長預かりという形で進めさせていただくということでいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

ありがとうございます。そうしましたら、そのような進め方にさせていただきたいと思いますが、よろしいですか。ほかの御発言の方はおられますか。

今、申しましたように、御発言のところについては、懸念点があるところについては事務局から個別に説明をしていただきたいと思います。

では、事務局のほうから連絡事項等がございましたらお願ひいたします。

○福田参事官 御議論いただき、誠にありがとうございました。パブリックコメントにつきましては、今、座長から御指示いただいた調整なども踏まえ、準備ができ次第、私ども政府のほうのe-Govホームページに掲載をするとともに、私どもの知財本部ホームページにおいても、パブリックコメントを開始した旨を公表する。それから、できるだけ、こういったパブリックコメントを行っていることの周知もさせていただきたいというふうに思いますので、政府のほうでもSNSとかを運用しているところはあるかと思いますので、そういうところも活用してお知らせしたいというように思っております。

そのパブコメも含めた今後の段取り、あるいは次回の日程につきましては、また今後の調整ということでございまして、この検討会の次回の日程は、また追って御連絡・公表をさせていただきたいと思います。

事務局からは以上でございます。

○渡部座長 ありがとうございます。

よろしいでしょうか。

大変御協力いただきまして、意義あるディスカッションができました。ありがとうございました。

これにて本日の会議を終了いたします。ありがとうございました。